

施設管理者へのお願い～感染症の集団発生があった場合～

集団発生等があった場合は、健康福祉事務所（保健所）への報告をお願いしているところですが、今般、報告の遅れ等の事例がありました。

社会福祉施設等において集団発生の感染症対策については、施設においても、適宜実施していただいているところですが、集団発生となった場合、早期に探知し、早期の終息に向け、健康福祉事務所（保健所）からも助言等をしておりますので、貴施設で、以下のような感染症の発生があった場合は、速やかに最寄りの健康福祉事務所福祉事務所（保健所）への報告をお願いします。

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」平成17年2月22日付け厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長名通知より抜粋

施設での感染症の集団発生等が発生する前に、日頃から以下のことに注意しましょう。

- 1 利用者の健康管理の徹底
- 2 職員の健康管理の徹底
- 3 日頃からの手洗いと標準予防策の徹底
- 4 感染症予防のための環境衛生面の整備
- 5 感染症患者発生時の拡大防止策の確認・準備
- 6 感染症の集団発生を想定した研修の実施
- 7 マニュアル・連絡体制の確認と職員等への周知

○感染症についての相談、集団発生時の報告先

管轄市町（区）	健康福祉事務所	担当課	連絡先（☎）
芦屋市	芦屋健康福祉事務所	地域保健課	0797-32-0707
宝塚市・三田市	宝塚健康福祉事務所	健康管理課	0797-62-7304
伊丹市・川西市・川辺郡	伊丹健康福祉事務所	健康管理課	072-785-2371
加古川市・高砂市・加古郡	加古川健康福祉事務所	健康管理課	079-422-0002
西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可郡	加東健康福祉事務所	健康管理課	0795-42-9436
神崎郡	中播磨健康福祉事務所	地域保健課	0790-22-1234
たつの市・宍粟市・揖保郡・佐用郡	龍野健康福祉事務所	健康管理課	0791-63-5680
相生市・赤穂市・赤穂郡	赤穂健康福祉事務所	地域保健課	0791-43-2321
豊岡市・美方郡	豊岡健康福祉事務所	健康管理課	0796-26-3660
養父市・朝来市	朝来健康福祉事務所	地域保健課	079-672-6869
篠山市・丹波市	丹波健康福祉事務所	健康管理課	0795-73-3765
洲本市・南あわじ市・淡路市	洲本健康福祉事務所	健康管理課	0799-26-2061